

職業紹介に関する規程

株式会社モテギ

埼玉県深谷市幡羅町一丁目 11-11

許可番号 11-ユ-301069

第1章 業務の運営に関する規定

第1条 求 人

1. 当社は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、及び、若者雇用促進法により、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの求人は受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人の申込みの際には、従事することとなる業務の内容、雇用契約期間、就業場所、労働時間、賃金額、社会保険の適用の有無等、雇用条件を可能な限り具体的に明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2条 求 職

1. 当社は、取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3条 紹 介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合、必要に応じて紹介状を発行する場合がありますが、当該発行を受けた求職者は、

その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人された方または関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4条 そ の 他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。さらに求人者は雇用関係（期間の定めのない雇用に限る）成立後、6か月以内に離職（解雇の場合を除く。）した場合は、当社に報告してください。
3. 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 当社の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。
6. 当社の業務の運営に関する規定は、以上の通りであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

第2章 個人情報適正管理規定

第1条 担 当

個人情報を取り扱う当社の範囲は本社社員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 茂木克成 とする。

第2条 教 育 研 修

職業紹介責任者は個人情報を取り扱う前1条に記載する担当社員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 情 報 管 理

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除含む。以下も同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致する場合は、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 苦 情 処 理

求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は職業紹介責任者とする。

第3章 手数料に関する事項

第1条 手 数 料

求職者から徴収する手数料はありません。求人者から徴収する手数料は別紙「手数料表」のとおりとする。

第2条 返 戻 金

当社の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻する制度があります。

1. 入社後1ヶ月以内に離職の場合は80%以内の金額
2. 入社後3ヶ月以内に離職の場合は50%以内の金額
3. 入社後6か月以内に離職の場合は30%以内の金額

※ ただし、紹介予定派遣前、1年以上一般派遣労働者として就業していた者については上記の返戻金については該当しない事とする。

令和4年 6月 30日

代表者 代表取締役 茂木克成